

# 新型コロナウイルスと人権 ～みなさんならどうしますか？～

世界中で新型コロナウイルスとの闘いが続けられている中、恐怖心や不安感を背景とした、いじめや差別、感染者やその家族、医療従事者に対する誹謗中傷などの人権侵害が起こっています。このような行為は絶対に許されるものではありません。誰

もが感染者、濃厚接触者になりうる状況にあります。この危機を乗り越えるためにも、相手を思いやり、人権を守ることが大切です。

次のような場面でみなさんならどうしますか。学校や家庭で話し合ってみましょう。

## ■ 感染者の個人情報や行動履歴を知りたいと思ったとき

Aさん: ○○市でコロナの感染者が出たらしいですよ。

Bさん: そうなんですね。○○市のどこですか？誰がなったのかご存じですか？

Aさん: ○○市の××という人で、△△で買い物したって噂で聞きましたよ。

Bさん: えっ、ちょっと待ってください…

➔ 感染者の情報が知りたいと思ったAさんとBさん。Bさんは、噂話を聞くうちに、その情報は確かなものであるのか疑問を持つと同時に、個人の情報を集めようとした自分たちの言動に問題があると気付きました。

テレビや新聞などで報道される感染者数の増減やクラスターの発生場所などの正しい情報を得て行動することは、感染拡大防止のためにも大切なことです。

しかし、必要以上に個人情報を集め、それを広める行為は、感染者本人や家族、職場への誹謗中傷といった偏見や差別を生む場合があります。また、噂話の中には、事実と異なる情報があり、無用な不安や恐れにつながります。公的機関が発信する正しい情報を確認し、人権に配慮した冷静な行動をとりましょう。

## ■ SNSなどを通じての書き込みに便乗して

Aさん: 知ってる？SNSで見かけたけど今度の感染者は☆☆会社の人らしいよ！

Bさん: その会社に知り合いいないの？どんな人かな？

Aさん: SNSで☆☆会社の友達に感染した人の写真を送ってもらうよ。またBさんにも送るね。

Bさん: えっ、ちょっと待って…

➔ SNS上で感染者とされている人について、個人の情報を知りたいと思ったBさん。Aさんとの会話の中で、個人の情報を入手し、拡散させようとした自分たちの言動に問題があると気付きました。

SNSなどインターネット上での不用意な発言は、一瞬で拡散し、後から完全に取消すことは不可能といわれています。また、文面のみで判断するため誤解を招きやすく、人権侵害などに発展したときは問題が長期化しやすい特徴があります。

安易に個人情報や不確かな情報を拡散することは絶対に避けなければなりません。「自分の書き込みは誰かを傷つける内容ではないか」「誤った情報を拡散することにならないか」よく考えて行動しましょう。

## ■ 友達が学校を休んでいるとき

Aさん: Cさん、4日も休んでいるけど、コロナじゃないかな？

Bさん: 先生にCさんの休んでいる理由を聞いてみようよ。

Aさん: コロナに違いないよ！Dさんにも相談してみよう！

Bさん: えっ、ちょっと待って…

➔ AさんはCさんが長期で休んでいることに対して新型コロナウイルスに感染していると思い込み、第三者に相談しようとしたが、Bさんは不確かな情報が伝わることを懸念しました。

新型コロナウイルス感染症は発症すれば重症化する場合もある怖い病気です。そのため、不安や恐怖心にとらわれて、思い込みでほかの人へ不確かな情報を伝え、またその情報を受け取った人も安易に信じ込んでしまうことがあります。

しかし、このことは不要な混乱を招くことや人権侵害を引き起こす結果となり得ます。まずは、冷静な判断と行動を心掛け、自分の言動に責任を持ちましょう。

## ■ 友達が新型コロナウイルス感染症に

Aさん: Cさんがコロナに感染したから、休校になるみたいだよ！

Bさん: わたしたちも感染しているかもしれないね。

Aさん: Cさんのせいで自由に遊べないし、勉強も遅れてしまうな～

Bさん: えっ、ちょっと待って…

➔ AさんはCさんが新型コロナウイルスに感染したことを受け、勉強などに支障が出る旨の発言をしましたが、Bさんは、学校が休校になったことなどをCさんの責任にするのはおかしいと考えました。

感染症には、身体に関すること、先が見通せないこと、自分自身の生活に影響がでることなどさまざまな不安が伴います。

しかし、こんな時こそ感染者を責めるのではなく、これ以上の感染拡大を防ぐためにできることは何かを考えなければなりません。そのためにも、感染症について普段からしっかりと考え、家族や周りの人と予防や対処法について話し合っておくことが大切です。

正しい情報に基づき、冷静に行動することで



新型コロナウイルスに関連した  
人権侵害をなくしていきましょう！



問 人権推進課 ☎684・1148

生涯学習人権課 鳴門市人権教育推進協議会 ☎686・8803